

年金をもらっている方・これから年金をもらう方

無料!!

年金相談会



年金のご相談はJAにおまかせください

年金はお客様お一人おひとりにもらえる金額や年齢などが異なり、手続きも複雑です。JAでは年金についての質問・疑問に、年金の専門家（社会保険労務士等）が無料でお答えいたします！！

もらい忘れの年金がないか、将来もらえる年金はいくら？など、既に年金をもらっている方も、これからもらう方もお気軽にご相談ください！！

なお、相談会の当日は「ねんきん定期便」などの資料をお持ちいただくと、より具体的な相談が可能です。（詳しくは、裏面をごらんください。）

開催日時

会場

7/4 土 9:00~15:00 麻生支店 0299-72-0068

7/11 土 9:00~15:00 北浦支店 0291-35-2211

7/19 日 9:00~15:00 波崎支店 0479-48-0005

JAなめがたしおさい

(事例①) 忘れていた年金を見つけて年齢が早くもらえる！

〇〇〇町にお住まいのSさん（今年62歳の男性）は、JAの年金相談会に出向き相談したところ、20歳前に××町内の建設会社と、◇◇市内の食品加工工場に勤めていた時の厚生年金の加入期間（3年）が見つかりました。

Sさんは、国民年金のみの加入でしたので、年金は65歳にならないと受給できないと思っていましたが厚生年金の加入期間が見つかったことにより、65歳前からもらえる特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができるようになりました。

(事例②) 「遺族厚生年金」の手続きを忘れていませんか？

▲▲市にお住まいのAさん（今年64歳の女性）は、5年前にご主人を亡くされました。当時のご主人の年齢は、66歳で国民年金を受給されていました。

ある日、AさんはJAの年金相談会の新聞折込を目にし、夫が昔、東京に出稼ぎに出ていて厚生年金を掛けていたことを思い出しました。

早速、JAの年金相談会に出向き相談したところ、夫の厚生年金が2年5ヶ月見付き、現在遺族厚生年金を年額5万円受給中です。

※妻が65歳前は「夫の遺族厚生年金」か「自分の国民年金」のどちらか一方を選択（受給）することになりますが、65歳以降は両方受け取れます。

「JAに相談してよかった！」と言われた「よくある事例」をご紹介します。あなたも複雑な年金について、思い当たることはありませんか？相談会の当日は、以下の書類をご持参いただくとより詳しい相談ができます。

- ① ねんきん定期便（またはねんきん特別便）
- ② 年金証書（既に年金をもらっている方）
- ③ 雇用保険被保険者証（または雇用保険受給資格者証）
- ④ その他年金請求書、年金手帳、**ご印鑑**など



(事例③) 長期特例に該当すれば、年金額が大幅増額に！

□□□市にお住まいのMさん（今年60歳の男性）は、高校卒業と同時に市内の金属加工のプレス工場に就職し、今年で42年目を迎え、60歳の誕生日をもって、定年退職する予定です。

しかし、会社からは「是非とも定年後も残って後輩の指導をして欲しい」と継続雇用のお誘いがあり、今後も働こうかと迷っていました。

そこで、JAの年金相談会に出向き相談したところ、あと2年勤めると「44年の長期特例に該当し、報酬比例部分に加え、定額部分ももらえ、さらに加給年金までつくこと」を教わりました。

つまり、長期特例に該当すれば、65歳前に、年間約115万円も年金が多くもらえるのです。

Mさんは、「それならばあと2年働いて年金を増やそうか…」と考えが変わったそうです。

(事例④) 国民年金の資格変更を忘れていませんか？

△△町にお住まいのWさん（今年58歳の女性）は、高校卒業後、いったんは就職しましたが、昭和56年8月に現在のご主人と結婚し、勤めていた会社を退職しました。

結婚後は、ご主人の扶養に入り、国民年金には加入しませんでした。昭和61年4月からの法改正により、ご主人の勤務先に「第3号被保険者」の届けは出してありました。

Wさんは、自分の年金はいくら位もらえるのか心配になり、JAの年金相談会に行ってみると、2年前にご主人が定年退職した際に、「サラリーマンの妻」ではなくなったことから、第1号被保険者への切り替えが必要でしたが、その手続きを忘れていたことが判明しました。

そこで、「今からでも遡って保険料を納める手続きができること」や「60歳を過ぎても任意加入すれば、年金を増やせること」等を教わり、ひとまず安心して帰られました。

